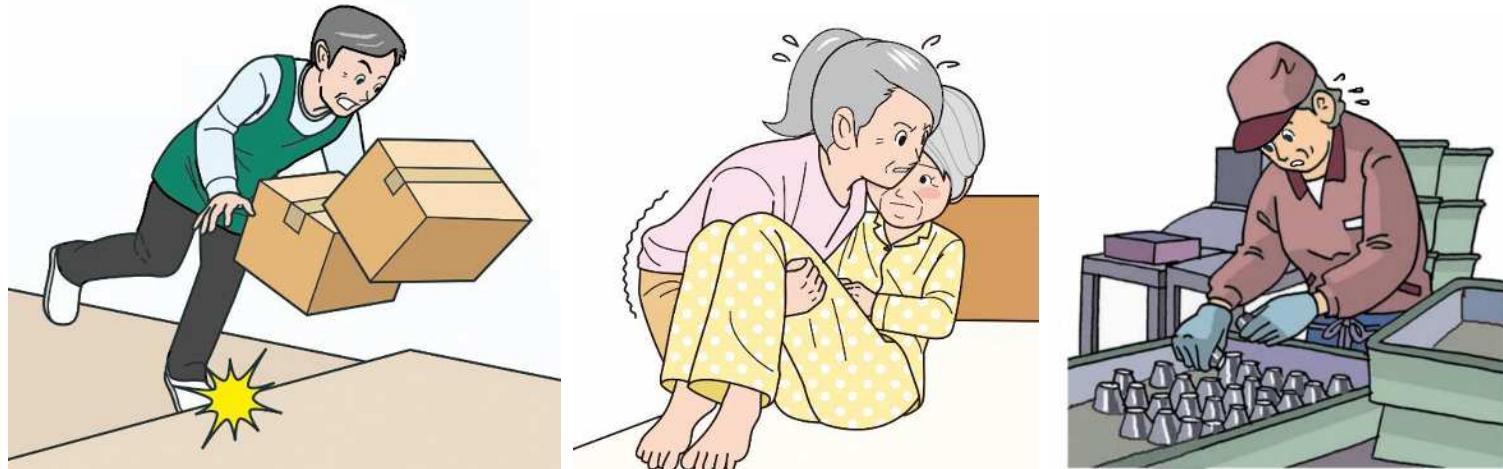


エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

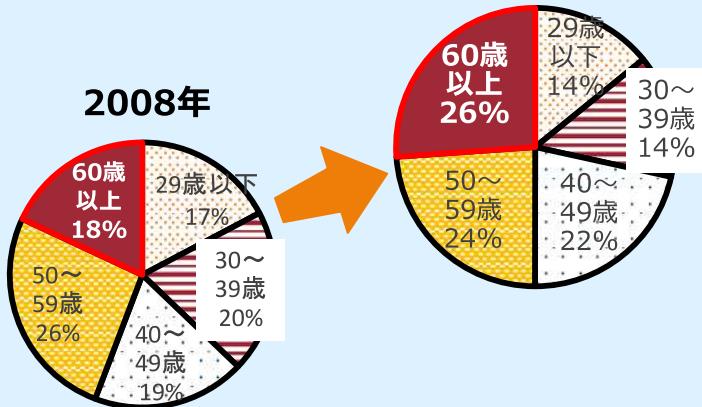


働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒灾害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>

2018年

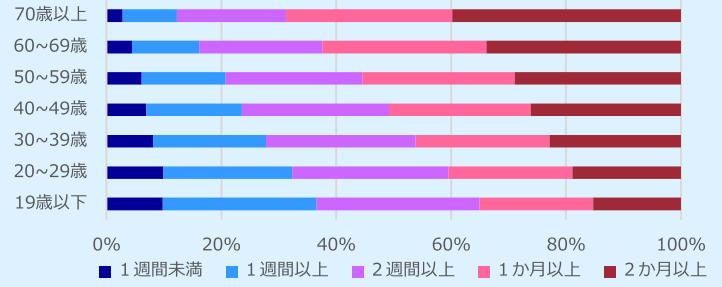


<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>

*労働者1000人当たりの死傷災害（休業4日以上）の発生件数



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ**労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすい**ことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含め**すべての働く人の労働災害防止**を図るためにも、**職場環境改善の取組が重要**です。

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。



ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

令和2年3月16日付け基安発0316第1号

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



事業者に求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の**実情に応じ**、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう**に努めてください。

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- 企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- 対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- 対策について労働者の意見を聞く機会や、労使で話し合う機会を設けます



✿考慮事項✿

- 高年齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的な事項を参考に取組事項を決定します

✿考慮事項✿

- 職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- 必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します



※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

- 社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます

2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

◆対策の例◆

The grid contains 10 illustrations:

- Illustration 1:** A worker pushing a cart with boxes on a ramped floor, with text below: "通路を含め作業場所の照度を確保する" (Ensure lighting is provided throughout the work area, including passageways).
- Illustration 2:** A worker operating a machine with a warning light, with text below: "警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮" (Consider sounds like alarm tones in the mid-low frequency range, and incorporate features like beacons to ensure effective visibility).
- Illustration 3:** A staircase with a red arrow pointing to a flatter ramp, with text below: "階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する" (Install railings on stairs and eliminate as many level differences in walkways as possible).
- Illustration 4:** Two workers at a high workstation, with a red arrow pointing to a lower workstation setup, with text below: "不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する" (Improve the height of workstations and the placement of workpieces to eliminate unnatural working postures).
- Illustration 5:** Workers sitting under a tree with air conditioning units above, with text below: "涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する" (Prepare cool resting places and wear breathable clothing).
- Illustration 6:** A worker wearing anti-slip boots, with a callout showing a pair of boots, with text below: "防滑靴を利用する" (Use anti-slip boots).
- Illustration 7:** A worker standing near a door with a yellow 'Foot Danger' sign, with text below: "例えば戸口に段差がある時" (For example, when there is a step difference at the entrance) and "解消できない危険箇所に標識等で注意喚起" (Alert signs should be placed at dangerous points that cannot be eliminated).
- Illustration 8:** An elderly worker being assisted by a lift or sliding sheet, with other workers standing by, with text below: "リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制" (Introduce lifts, sliding sheets, etc., to reduce carrying tasks).
- Illustration 9:** A worker mopping a floor, with text below: "水分・油分を放置せず、こまめに清掃する" (Avoid leaving water or oil on the floor and clean it frequently).

その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

ガイドラインの概要

(2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

▼対策の例▼

<共通的な事項>

- ・事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢労働者が就労しやすくなります
(短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等)

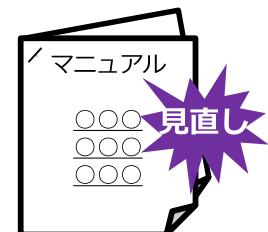
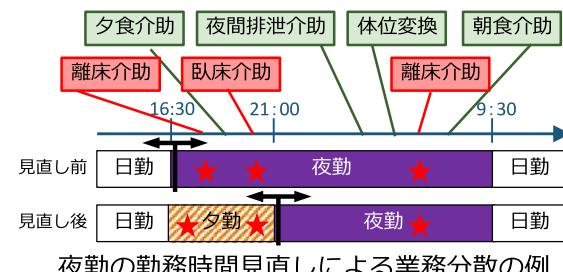
- ・ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

<暑熱な環境への対応>

- ・一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>

- ・データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします



3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・労働安全衛生法で定める雇入時および定期の健康診断を確実に実施します
- ・その他、以下に掲げる例を参考に、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

▼取組の例▼

- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



ガイドラインの概要

(2) 体力の状況の把握

- ・高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

◆対策の例◆

- ・加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

✿考慮事項✿

- ・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

体力チェックの一例 詳しい内容は→



転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

評価表				
1	2	3	4	5
結果／ 身長	~1.24 ~1.38	1.25 ~1.46	1.39 ~1.65	1.47 ~1.66~

②座位ステッピングテスト（敏捷性）

あなたの結果は 回／20秒

下の評価表に当てはめると → **評価**

評価表					
1	2	3	4	5	
(回)	~24 ~28	25 ~38	29 ~43	44 ~47	48~

③ファンクショナルリーチ（動的バランス）

あなたの結果は cm

下の評価表に当てはめると → **評価**

評価表				
1	2	3	4	5
(cm)	~19 ~29	20 ~35	30 ~39	36 ~40~

④閉眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → **評価**

評価表					
1	2	3	4	5	
(秒)	~7 ~17	7.1 ~55	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1~

⑤閉眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → **評価**

評価表					
1	2	3	4	5	
(秒)	~15 ~30	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1~

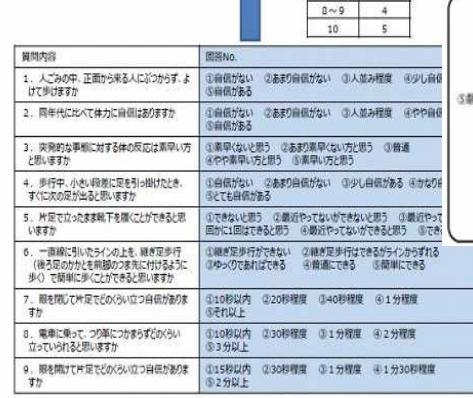
身体機能計測の評価数字を
Ⅲのレーダーチャートに黒字で記入

II 質問票（身体的特性）

質問内容	あなたの回答NOは	合算	評価	評価
1. 人ごみの中、正面から来る人にぶつからず、よけられますか	1	点	①歩行能力 筋力	
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか	2	点	②敏捷性	
3. 高齢的な事柄に対する体の反応は遅い方だと思いますか	3	点	③動的バランス	
4. 歩行中、小さく段差に足を引っ掛けたとき、すぐに止めると思いますか	4	点	④静的バランス（脚関節）	
5. 片足で立ったまま転倒下り難いと思ったら、立ち止まらざる思いになりますか	5	点	⑤静的バランス（腰関節）	
6. 一歩前に引いたりうしろの上を、繰り返すで開脚で歩くのが苦手だと思いますか	6	点		
7. 椅子に座って足でじんわりと腰の筋肉が痛むことがありますか	7	点		
8. 電車に乗って、つづり革にかかるうしろの腰の筋肉が痛むことがありますか	8	点		
9. 腹を開けて片足でじんわりと腰の筋肉が痛むことがありますか	9	点		

III レーダーチャート

評価結果を転記し線で結びます
〔I〕の身体機能計測結果を黒字、〔II〕の質問票（身体的特性）は赤字で記入〕



(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講すべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1) 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置

脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高年齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



✿考慮事項✿

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高年齢労働者に状況を確認して、十分な話しを通じて本人の了解が得られるよう努めます

(2) 高年齢労働者の状況に応じた業務の提供

健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

✿考慮事項✿

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

(3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
- ・集団と個々の高年齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取組むよう努めます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

▼対策の例▼

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高年齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材
～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～(動画)
他



5 安全衛生教育

(1) 高年齢労働者に対する教育

- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

✿考慮事項✿

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

(2) 管理監督者等に対する教育

- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます